

○厚生労働省告示第二百五十九号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則（昭和三十六年厚生省令第一号）第一条第三項第五号の規定に基づき、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則第一条第三項第五号の規定に基づき特別の注意を要するものとして厚生労働大臣が指定する第二类医薬品（平成二十一年厚生労働省告示第二百十号）の一部を次の表のように改正し、平成三十年七月八日から適用する。

平成三十年七月六日

厚生労働大臣 加藤 勝信

<p>無機薬品及び有機薬品 一〇四 (略)</p> <p>五  アルミノプロフェン 六〇五十三 (略)</p>	<p>改正後</p>
<p>無機薬品及び有機薬品 一〇四 (略)</p> <p>五  (新設) 五〇五十二 (略)</p>	<p>改正前</p>

(傍線部分は改正部分)